

各務原都市計画地区計画の変更（各務原市決定）

各務原都市計画 中央地区 地区計画を次のように変更する。

名 称	中央地区地区計画	
位 置	各務原市蘇原東栄町1丁目・2丁目、東島町4丁目、野口町5丁目の一部	
面 積	約34.1ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、東、西両側の既存の住宅街に囲まれた地区であり、地区東部の主要地方道江南・関線沿いには、各務原警察署、中央公民館、市民会館、東海中央病院等の公共施設が集中し、また本市における格子型交通骨格を構成する江南・関線、都市計画道路岐阜蘇原線、岐阜犬山線が位置しており、市中央部の交通の要となる地区である。よって、公共施設の集中地区として周辺を整え、市街化区域の連続性に配慮し、計画的に市街化を誘導する。</p> <p>当地区の今後は、幹線沿いに沿道型商業施設を、その他は、住居系施設の配置を誘導するものとし、市街化の進展に合わせた地区施設及び建築物に関する計画を定め、開発行為や建築行為を適切に誘導して調和のとれた市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>幹線沿いには、沿道型商業施設を中心とした街区を構成し、その他は隣接する既成市街地の住区単位にとりこんだ住居系街区としての土地利用を促進する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設については、現道を中心とした補助幹線道路・区画道路を適正に配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>幹線沿いには、沿道型商業施設を配置することから宅地を細分化せず大型街区で土地利用を図る。他は日照等のスペース等が確保された低密な住宅市街地が形成されるよう誘導する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	配置は計画図表示のとおり		
		名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画道路1号	6.0 m	約 288 m	拡 幅
		〃 2号	6.0 m	約 296 m	拡 幅
		〃 3号	6.0 m	約 235 m	拡 幅
	〃 4号	6.0 m	約 115 m	拡 幅	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル		

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」